

## 「牧民運動と革命」 松村晴恵

### 第二部 革命前夜の牧民運動と遊牧共同体もくじ

第一章 革命前夜の牧民運動	……………1
1 ボグド政府時代の高揚	
2 暴君トゥデンを糾弾する訴状	
3 逃散相次ぐ東国境地域の闘い	
4 先進的な第二次アヨーシ運動	
第二章 ホト・アイル共同体	……………5
——牧民運動の基盤	
1 地縁的遊牧共同体の内実	
2 共同体の可能性と限界	
第三章 革命前夜のホト・アイル共同体	……………7
1 富裕牧民も没落	
2 流浪する下層牧民	
第四章 牧民運動におけるホト・アイル共同体間の連帯	……………10
1 サーハルト・アイル	
2 地域の小寺院	
3 下級役人	

脚注

## 第二部 革命前夜の牧民運動と遊牧共同体

### 第一章 革命前夜の牧民運動

#### 1 ボグド政府時代の高揚

1691年、清朝中国の統治下に入ってから、ハルハ・モンゴルの牧民運動は、各段階の歴史の舞台で、さまざまな歴史的意義と形態をもって発展してきた。

18世紀の初頭から後半にかけて、封建王侯チンゲンジャブが指揮した反清独立運動が全国に広まる一方で、封建王侯の圧政や不法行為を訴え出る牧民が現れ始めた。

19世紀に入り、帝国主義列強による中国の半植

民地化、中国の対モンゴル植民地政策の強化、そしてモンゴル封建支配層の牧民収奪の増大が連動すると、牧民運動はますます激しくなった。

19世紀から20世紀にかけて、中国では、停滞する国内経済の立て直しの足場として、モンゴルが注目され始め、帝政ロシアや日本からモンゴルを奪われまいという要求が国内のブルジョア地主や軍人層の間で高まっていた。そこで、清朝政府は、それまでのモンゴル隔離政策から一転して、モンゴルでの利権、支配権を強化するために商人、農民などの漢人入植を積極的に進め、在モンゴルの官吏、軍人を増員するという「新政策」を施行した。

中国の対モンゴル植民地政策強化に、モンゴルの封建支配層は、自分たちの特権的地位までが脅かされるという不安・危機感を抱き、牧民運動とロシアの援助を取り込んで、独立運動を主導するに至った。1911年10月の辛亥革命勃発を契機に、独立闘争が全国に大きく盛り上がり、1911年12月、独立を勝ち取ったのである。

ところが、独立したことで、牧民運動が終わったわけではなかった。むしろ、1911年から1921年までのボグド君主政府時代を通じて、牧民運動はかつてない広がりや頻度をもって高揚した。

たとえば、この時代の代表的な牧民運動として、1911～1918年の第二次のアヨーシの運動、1913年の下層ラマ僧の反乱、1914年のホジルブラン軍隊学校や西国境軍の兵士の反乱、1915年のクエロン軍の兵士蜂起、1917年のセツェンハン・アイマクのドルジパラム・ホショーやホルツ・ワン・ホショーの牧民の訴訟運動などがあげられる(アイマク

ボクド政府時代の訴訟

年	場所	原告	被告	訴え先	主な訴え内容
①	1915 セツェン・ハン・アイマク、セツェン・ハン・ホショー	牧民ラブダンハイダブ	ザサックのナヴァーン・ネレン	当ホショー庁	正式に認められた40年間の賦役免除を無効にしたこと
②	1916 セツェン・ハン・アイマク、ドルジパラム・ホショー	下級官吏バダムセド、牧民80人	協吏タイジのラムジャブ、ホショー役人	セツェン・ハン・アイマク盟庁	迫害、不正徴税
③	1917 トゥシェート・ハン・アイマク、ソミヤー公ホショー	下級官吏・牧民ら21人	ザサックのソミヤー	司法省	横領、不正徴税
④	1917 フブスグル、ウリヤンハイ、ナイダンジャブ公ホショー	下級官吏バットオチル、牧民ら	ザサックのナイダンジャブ	内務省	私的負債の押し付け
⑤	1917 セツェン・ハン・アイマク、ナルマンダフ・ベイス・ホショー	下級官吏オンボネレン、牧民17人	第1等タイジのプンツァグナムジル	不明	不正徴税
⑥	1917 ザサック・ハン・アイマク、マニバザル・ベイル・ホショー	牧民アヨーシラ6人	ザサックのマニバザル	司法省	不正徴税、迫害
⑦	1918 サインノヨン・ハン・アイマク、ナムスライジャブ公ホショー	牧民、タイジら。委託者にナムスライジャブ・ザサック	元ザサックのワンチンナムジル、スンベレル公ら	内務省	私的負債の押し付け
⑧	1919 サインノヨン・ハン・アイマク、サインノヨン・ハン・ホショー	下級官吏・牧民ら14人	ザサックのバットスフ	当ホショー庁	私的負債の押し付け
⑨	1919 セツェン・ハン・アイマク、ホルツ・ワン・ホショー	牧民・下級官吏・ラマ僧ら75人	ザサックのトゥデン	内務省	不正徴税、宗教冒涇、迫害

\* 資料集『牧民の訴訟状』より作成



аймаг は国の下の行政単位、ホショー хошуу はアイマクの下行政単位)。

都市や国境地帯で兵士や下層ラマの反乱が頻発していたこと、牧民運動に女性が参加し始めていたことなど、この時代には、以前のモンゴル民衆運動には見られなかった新しい特徴が現れ始めた。

だが、最大の特徴は、伝統的な闘争形態である訴訟闘争が、質量ともに大きく発展し先鋭化していたことである。

## 2 暴君トゥデンを糾弾する訴状

III・ナツァグドルジ、II・ナサンバルジル編纂の資

料集『牧民の訴訟状(18世紀～20世紀初頭)』より、ボクド政府時代の9件の訴訟状を見ると、訴えの内容は主に、ホショーのザサック(管旗王侯)ら役人がホショー民に対して、私的用途のための税や賦役を課す、中国商人やロシア商人から借りた私的負債の返済を押しつける、暴力・迫害を加える、といった封建王侯の牧民への不法・非道行為であった(表と図を参照)。

ボクド政府は、基本的には、清朝政府時代と同様の封建的身分秩序を維持した。だが、宗教界の封建階層が支配的地位に君臨したことで、清朝支配時代よりも権限が制限された俗界の封建階層は、私的封建領主としての「自覚」を一層強めた。多くの封建王侯が、ホショー財政の私物化を強め、また、国家の公民をも自己の私的隷属民とみなして、私的な消費や負債の公共化を平然と行うようになっていたのである。

とりわけセツェン・ハン・アイマクのホルツ・ワン・ホショーのザサック、トゥデンは「自己を絶対君主のよ

うに思い、私的隷属民や庶民の生命、財産をも自己の支配下に置いていた<sup>4</sup>」ほどの暴君で、牧民のみならずラマ僧も含めた全ホショー民の反感を買っていた。1919年、75人の有志が「われわれはザサックの思うままにならない<sup>5</sup>」というスローガンを掲げた激しい訴訟闘争に立ち上がる。訴訟前文では、牧民の小経営と生活の破壊者だ、とザサックのトゥデンを糾弾している。

「…われわれのホショーの数千人の聖俗男女は皆かようなホルツ・ザサック・ワンに治められたおかげで、ホショーが成り立っていけないほど窮乏の極みに至りました。これは全くの真実です。飢え死にするか、離散するか、苦難の海から、今ただちに救ってくださるよう、平身低頭してお願いします。また、こうして名前を連ね行動したわれわれは、この件が明確に解決するまでは、この身も財産も、あのザサックの命ずる不当な借金の返済、従、賦役など、すべての命令に服することはできないことも、あわせて申し上げます<sup>6</sup>」

訴訟という闘争方法では、国家の法秩序に依拠して闘いを進めるという性質上、直接的に統治しているザサックや役人の違法行為を追及するにとどまり、決して、ボグド政府の国家政策を批判・追及することはなかった。

しかし、牧民の肩には、ホショー税のほかに、国家の税や馱丁・兵役などの賦役、さらに中国商人・高利貸への「公的」負債の返済、寺院税などが重くのしかかっていたのである。

19世紀末以降、重い税、賦役が免除されているラマ僧になる牧民が激増しているが、ボグド政府時代には3万人もの牧民がシャビ(隷属ラマ僧)に転

身した<sup>7</sup>。ラマ僧が増加するということは、それだけ課税対象である隷属牧民(アルバト、ハムジラガ)の数が減ることであり、彼らに課される税・賦役負担はますます重くなっていった。

他方、封建王侯の方も、こうして多くのアルバト、ハムジラガを失い、あるいは零落して家畜無所有になった牧民を多数抱えこむようになったために、国家への義務を果たすどころか、自己の経済的基盤がぐらつき始めた。没落しつつあったザサックには、もはや「国家官吏」としての責任感はない。彼らはホショー内経済の改善に何ら努力を払うことなく、私的封建領主としての「自覚」の上に立って、多額の負債をホショー民に押しつけたり、勝手放題に税を徴収したりするばかりの暴君になっていったのである。先に述べたホルツ・ワン・トゥデンは、そういう意味で典型的な没落封建王侯だったと言えよう。

### 3 逃散相次ぐ東国境地域の闘い

19世紀中頃、ホショー内の経済改革という「進歩性」を示したことで有名なセツェン・ハン・アイマクのトー・ワン・ザサックのホショーでは、ボグド政府時代、彼の孫ドルジパラムの代になると、「何度も飢饉に陥り、多くのタイジや牧民が散り散りになった。ある者どもはフルン・ボイル湖で漁業を営むロシア人から魚を乞い食べ(モンゴル人は元来、魚を食べる習慣をもたない——松村)、また、300世帯1000人以上の者の消息が未だにわからない<sup>8</sup>」といったありさまであった。

東国境地域に位置するこのホショーでは、トー・ワンの努力もあって、19世紀末から20世紀初頭にかけて、ハルハ河流域に農耕地が開かれ、手工

業も比較的盛んであった<sup>9</sup>。商業も発達し、たとえばドルジパラム・ザサック時代、バルギン・ガンジュールという寺の付近で毎年、中国・ロシアの商人が開く市にホショー民が家畜や家畜加工製品をもってつめかけ、買物をしていた<sup>10</sup>という。

だが、当ホショーの牧民は、国境地という地理的条件から生まれるこのような経済的利点より、むしろ、そのためにはるかに多くの負担、損害を負わなければならなかった。

国境防衛軍のために、食料・家畜・物品の調達や、運搬などの労役がホショー民に課され、それが彼らの生活を圧迫していた。とくに1916年、バーブージャブ盗賊団<sup>11</sup>が国境を越えて襲撃してきたときには、ホショー民は致命的な打撃を受けた。このとき、ホショーから特別駅丁が5回送られ<sup>12</sup>、ホショー民は他所へ散り散りになって避難せざるをえなくなった<sup>13</sup>。また、兵士700人の緊急動員、全国から集めた兵士3000人以上の食料・馬・ラクダ・テントの調達が当アイマクに負わされ、ドルジパラム・ホショーもその一部負担を免れられなかった<sup>14</sup>。

当ホショーが中国と隣接していたことは、それだけ中国商人・高利貸の出入りが多く、ザサックらがホショー民に押しつける負債額も相当のものであったといえよう。事実、ザサック・ドルジパラムは中国人と密接な関係があったらしく、1911年の独立後も、袁世凱政府のモンゴル支配復活を狙った工作に協力していた<sup>15</sup>。

地理的条件から発する以上のような特別な負担がないとしても、通常のホショー税が牧民を苦しめていた。9000人程のホショー牧民<sup>16</sup>からドルジパラムが毎年徴税する通常の税は、自己のハムジラガ

牧民から乳牛7頭、良質の牛3頭、2歳牛5頭、メス羊20頭、バター100斤、物品1360茶分(貨幣として茶が使われていた——松村)、一般牧民からはメス羊336頭、穀物247鍋、ザサックの家庭用燃料の牛糞700~800カゴであった。この他に、ザサックがクーロンなどの寺院に参拝に行く際に臨時に徴収される税も、牧民にとって莫大な負担であった<sup>17</sup>。

19世紀中頃のトー・ワンのホショー内改革は功を奏さず、牧民トゥデブのねばり強い訴訟闘争を招いた。ドルジパラムが祖父の「進歩性」を受け継がなかったのに対して、バダムセドラ81人の牧民は先代のトゥデブらの牧民運動の伝統を受け継ぎ、ザサックの留守中に不正徴税などで牧民抑圧を重ねていたホショー役人のラムジャブ、ナムジルドルジ、アルスランを1917年に告訴し、闘いに立ち上がったのである。

#### 4 先進的な第二次アヨーシ運動

ボグド政府時代、最も先進的な牧民運動は、一時は封建権力に対抗して牧民権力を樹立した第二次のアヨーシらの牧民運動であった<sup>18</sup>。

1911年、クーロンでの独立宣言を受けて、モンゴル西部で牧民運動が盛り上がっていきなかつた、アヨーシらも中国商人トゥメンジャルガル追放運動を始めた。

ところが、これに参加した牧民をザサック、マニバザルが弾圧したことから、第二次のアヨーシらの牧民運動が始まる。ザサックの弾圧に抵抗して、牧民約200人はフンディアムというところに立てこもり「ツェツェク・ノーリン・ドゴイラン(ツェツェク湖の



輪)」という牧民権力を樹立する。

だが、ザサクや盟長の特使からさまざまな揺さぶりを受け、運動参加者の中に動揺が出始めると、多数決により訴訟闘争に切り換えられた。

総勢 165 人の牧民は、ザサクの不正行為を 44 項目にまとめて提訴した。私的な消費・負債のために、ホショー民から過重に徴税するザサクの横暴ぶりを訴えたものである。

ホショー政庁、西国境軍法廷、ウリヤスタイ法廷における3度にわたる判決はいずれも、マニバザルらの不正行為よりも、牧民側の行動を問題にし不敬罪として罰した。この判決を不服とするアヨーシらは司法省に訴え出るが、門前払いにされる。そして、決着がつかないままに 1918 年、マニバザルが病死し、運動は終結した。

アヨーシらの運動の過程で見られる反封建・反中国植民地主義的性質、さらにはその民主性、自治性、連帯性には目を見張るものがある。西国境地域に位置するこのホショーでは、中国ばかりでなくロシア資本主義の影響も強く、マニバザル・ザサクは中国・ロシアの商人と組んで自己の牧畜経営の拡張に努めていた。こうした「新しいタイプ」の封建王侯の支配・搾取の「先進性」と過酷さが、牧民に先進性、革新性を植えつけた一要因であったろう。

1911 年の独立後、牧民運動が全国的にますます高揚したことは、ボグド政府が何ら社会的矛盾を解決することなく、清朝支配時代より一層、牧民の生活を困難な状況に陥れていたことを示している。革命前夜の牧民運動は、そうした現状の打破をめざしたもので、まさにモンゴル封建社会の崩壊を告

げようとするものであった。

## 第二章 ホト・アイル共同体——牧民運動の基盤

### 1 地縁的遊牧共同体の内実

アヨーシらの牧民運動にみられたような、非日常的場面で発揮される牧民の民主性、自治性、連帯性は、日常的場面のなかで培われたものだと考えられないだろうか。牧民は、日常の生活、小経営、そしてこれらに不可欠な共同体を守らんがために、政治的闘争に立ち上がったのである。牧民の生産・生活の場である遊牧共同体を抜きにして、牧民運動を語ることはできない。

革命前夜の遊牧共同体はホト・アイル共同体に当たる。ホト・アイル共同体の封建時代(14 世紀～1921 年)のものに関しては資料に乏しく、研究もあまり進んでいない。だが、革命後の移行期(1921～1960 年)に関しては、集団化運動と関連して、モンゴル、ソ連の研究者が 1930 年代から 1950 年代にかけて実地調査を盛んに行い、一定の研究成果をあげている。革命前と革命後のホト・アイル共同体を同じとみなすことはできないが、封建制廃止後も、小経営生産者の集団というホト・アイル共同体の本質的性格は変化しない。モンゴル、ソ連の先達の研究成果に拠りながら、牧民運動の基盤ともいべきホト・アイル共同体の内実を明らかにしておこう<sup>19</sup>。

地縁的遊牧共同体、ホト・アイル共同体は、放牧地・水場・塩沢地などの共同利用、家畜の放牧・井戸掘り・家畜の毛の刈取り・フェルト作り・搾乳・移

動などの共同労働によって、家畜を私的に所有する数家族が結合する生産単位、労働組織である。

数家族の結合のしかたは自由で、互いの合意、信頼関係による。結合する期間も固定されていない。ホト・アイル共同体が機能する上で、契約や法的拘束とは全く無縁だが、共同体内の慣習的規制力により、自由勝手に離脱することはできない。

ホト・アイル共同体の構成家族数は、牧地の地形、草生の状態や、家族の経営能力、所有家畜頭数によって規定されまちまちだが、概して、森林地帯に隣接するハンガイ・草原地域では5～10家族、ゴビ・ステップ地域では2～3家族である。ただし、干ばつや多雪などの自然災害、家畜の伝染病が発生した場合、共同体は一時的にバラバラに解体することがあった。

構成家族間の経済関係から見たホト・アイル共同体は、相互に同等な経済力をもつ独立経営中間層で構成されるものと、大経営と独立経営不能の下層牧民が組み合わさったものの2類型に大きく分けることができる。

第一類型のホト・アイル共同体の中間層牧民の世帯とは、1940年代、50年代の時点で、2人以上の働き手を有する4人家族ならば家畜総頭数150～250頭、そのうち馬・牛が20～30頭、ラクダ10頭、羊・ヤギ100～200頭をもつ世帯のことをいう<sup>20</sup>。このタイプのホト・アイル共同体では、労働力の効率化、相互扶助といった共同体のすぐれた側面が発揮され、共同体内の搾取は殆ど見られない。

富裕世帯は労働力、貧困世帯は家畜が不足し、独立して経営できないために、この両者が組んで成立したのが、第二類型のホト・アイル共同体であ

る。その多くは、1軒の富裕世帯と数軒の貧困世帯という組み合わせである。このタイプのホト・アイル共同体では、富裕世帯の経営に貧困世帯がわずかな家畜や乳製品などを労賃として雇われるという明らかな搾取の他に、共同労働、相互扶助という形をとった不明瞭な搾取が温存された。

たとえば家畜放牧の輪番制は、労働力の効率的利用法として定着していたが、各家族の所有家畜頭数の多少にかかわらず「平等に」その労働に当たるので事実上、富裕世帯が貧困世帯を搾取していたことになる。また乗用馬、役畜、乳家畜が不足、あるいは欠如している貧困世帯は、富裕世帯からそれらを借りて「助けてもらう」代わりに、富裕家族経営の羊毛の刈取り、フェルト作り、搾乳などの仕事を「助ける」ことが多かった。そうした共同体内の「助け合い」は富裕世帯にとっては、安い労働力の獲得であり、搾取の隠れ蓑であった。

以上のことから明らかなように、ホト・アイル共同体の成立要因は、血縁関係よりもまず、経営上の必要、経済的利害関係にある。親類関係者で構成されるホト・アイル共同体の場合、より安定しているが、血縁という名の下に搾取が隠蔽されやすい。

共同体の首長、アフラグチ(ахлагчи)は、同等な中間層経営からなるホト・アイル共同体では経営の相談役として信望厚く、経験豊かな者になるが、経済的に不平等なホト・アイル共同体では富裕者が君臨する。しかし、ホト・アイル共同体はあくまでも生産単位であって行政的意義をもたないのだから、アフラグチに政治的権力は全く与えられなかった。

ただし、革命後のアフラグチは、経営の相談役の

ほかに、徴税役や、牧民と党組織・行政府との間のパイプ役といった任務も持つようになっていたようだ<sup>21</sup>。これは、牧民の組織化には牧民の団結基盤のホト・アイル共同体を重視せざるをえなかったこと、革命後の民主主義段階の政策が、ホト・アイル共同体における共同労働や相互扶助の習慣というすぐれた側面を守り発展させながら、徐々に集団化を進めようとしたものであることを示している。

## 2 共同体の可能性と限界

搾取の契機がなくなり、各家族の経済力が同等であり、さらに自由意思、自主的なきまり、意思の通い合った共同労働を基礎にして、共通の生産・生活の場を守るといった共同体本来のあり方が充分に活かされるならば、労働力節約や相互扶助が真に実現するばかりではなく、そこに潜在する民主性、自治性、連帯性が自覚され発展していく可能性があるのではないだろうか。

しかし、ホト・アイル共同体は、そのようなプラス面、社会発展に結びつく可能性とともに、個人原理性、小宇宙性といったマイナス面、社会発展の障害となる限界をも内包している。

ホト・アイル共同体は基本的には、私的所有者、小経営者としての個別家族を基礎に成り立っている。だから「ホト・アイルの命は一つ(Айлын хүний амь нэг)」というモンゴル古来の諺とは裏腹に、干ばつや多雪などの自然災害、家畜の伝染病によって経営が致命的打撃を受けると、個々の家族は散り散りに分散して単独となる。

数家族からなる小規模なホト・アイル共同体には、そうした危機を乗り越えるだけの能力がないばかりではなく、何よりもまず、各小経営者の利害関係を

基本としているが故に、ホト・アイル共同体の結合力にも限界があるのだ。

ホト・アイル共同体の牧民は「『天幕が収まるなら宿営しよう、家畜の鼻の隙間があるなら草を食ませよう(Хаяа багтвал бууна, хамар багтвал иднэ)』』という原理に則って、牧地を争って利用し、牧畜経営の物質的基盤を強化することなく、干ばつや多雪に疲弊しながら、自然の脅威から身を守る唯一の方法は移動することだった<sup>22</sup>。

個人原理、無政府主義的原理に基づいた小経営においては、牧民が経営発展のための長期的展望、総合的視野を養ったり、互いの経営上のすぐれた経験を組織的に交流したりする機会がないために、生産力の飛躍的発展はあまり期待できない。

共同体の自給自足性、自己完結性は、遊牧社会でとくにその傾向が強い。そうした小宇宙性は生産力発展に大きな障害をもたらし、「ホト・アイルの命は一つ」という共同体原理を温存する要因になっていた。そして、共同体原理は、個人原理の成長によって生じた共同体内の経済的不平等を共同労働、「相互扶助」という形で、そっと覆い隠していたのである。

## 第三章 革命前夜のホト・アイル共同体

### 1 富裕牧民も没落

封建的国家体制＝ホショー・ソム体制(ソムはホショーの下行政単位)にとりこまれ、封建的搾取の基盤になっていたホト・アイル共同体は、19世紀末から20世紀初頭にかけて崩壊の危機を迎えて

いた。

第一に、商品貨幣関係がホト・アイル共同体の中にも浸透して、牧民の階層分化が進んでいたこと、第二に、半植民地の半植民地という状況の下で強化された封建的搾取がホト・アイル共同体の牧民の経営・生活をますます衰退させていたことが、その主な原因であった。

独立経営中間層、富裕層の牧民の中には仲介業、馱丁などで成功する者がいる一方で、封建的搾取の不当な重圧に押しつぶされ没落していく者が多数いた。

セツェン・ハン・ホショーのラブダンハイダブが1915年にホショー庁に提出した訴状<sup>23</sup>に、その一例をありありと見ることができる。

提訴から30年前の1885年、ラブダンハイダブが病気になり、家族には彼以外に成人男子がいないため、馱丁労役の遂行が不可能になった。そこで、ラブダンハイダブがホショーに、オスラクダ40頭、馬40頭、現金500銀両、さらにホショーの中心寺に羊100頭を納める代わりに、40年間の馱丁労役を免除してもらうように申請すると、ホショー当局はこれを正式に認め、証明印書も与えた。ところがその9年後の1893年、当時のザサク、ツェレンドルジが死去し、テムチグドルジがザサクの位を継承すると、ホショー役人のドノイがラブダンハイダブに馱丁労役遂行を命じて、先の契約を無効にしてしまった。そのうえ、彼の手元に残っていた馬30頭、牛25頭、羊100頭の全家畜財産を取りあげ、同じソムのドガルジャブという牧民に与えた。その牧民は、病身のラブダンハイダブより効率よく税を納めることができたということのようだ。

既に年老いて、後継の孫ダッシニヤムの世話になっているラブダンハイダブは、ホショー当局の不正行為によって味わった辛苦を、以下のように訴状に書いている。

…以前、私の家畜をしかるべきところに納めまして、それを以て40年間の義務を免じていただき、印を押した証明書を賜って以来、私はそれが岩に刻みつけた文字のように、一生のよりどころになる、と心強く思って生きてきましたのに、その賦役免除期間が30年間も残っているときに突然、無効にされ、新たに馱丁の義務を課され、そのうえ、あかの他人に私の家畜を渡すように命ぜられました。無慈悲にも、全く不当に扱われ、損害を受け、家畜財産を失い、やっとなったものといえば私自身だけです。本当に食べていく道を失い、生きるためにたった一人で家々を訪ね歩いて物乞いをし、若さに頼って生きながらえ、10年以上いたずらにさすらいましたが、去年の夏、故郷に戻り…<sup>24</sup>

訴状にはさらに「その辺の悪徳商人でも、一度、役所で決定し印を押したものを数日間で無効にするということはない」とホショー当局の不正を追及し、没収した家畜を返還してもらうか、あるいは死ぬまでの生活の糧を与えることをホショーに対して求めている。そして、最後に、馬もなく体も衰弱している彼の足元を見て返済しようとしないう彼の債務者に警告することも要請している。

この訴状から、19世紀末～20世紀初頭の時代に、40年間の賦役免除のためとはいえ、一度にラクダ40頭、馬40頭、羊100頭、現金500銀両も



納められるだけの余裕を持ち、ホショー内で債権者になりえるような富裕牧民が存在したこと、そうした比較的豊かな牧民もホショー当局の横暴・不正行為によって易々と零落させられたこと、こんな注目すべき事実を読み取ることができる。

中間層、富裕層の牧民がこうして没落していった事例があるのだから、数十頭以下の家畜しか持たない下層牧民がどんな悲惨な運命をたどっていたかは想像に難くない。

## 2 流浪する下層牧民

先述したように、セツェン・ハン・アイマクのドルジパラム・ホショーでは、約 300 世帯、千人以上の牧民が逃散し、なかにはフルン・ボイル湖のロシア人両氏から魚を乞う者もいた。

牧民の逃散については、アヨーシらの訴状の2つの項目に、以下のように触れられている。

一、当ホショー内のタイジ(下級封建王侯)、牧民を他のホショーへ移動させない、また、他のホショーから来た者を当ホショー内に居住させないという規則が布かれているにもかかわらず、がんにがらめに抑圧されて逃亡した男女は、ラマ僧も含めて 55 人おります。

一、ハル・トゥメンジャルガルら3家族は、彼らの財産をはるかに上回るほどの税の支払いを強制されたために、どうしようもなくなり逃亡しました。追跡した番兵アムガランら4人は彼らを見つけると、体に錠をはめて放置し、彼らの乗用・荷駄用ラクダを全部取りあげたうえ、彼らの元の家に残っていた家財も没収してしまいました<sup>25</sup>。

19 世紀末～20 世紀初頭、ますます激しさを加える封建的搾取・抑圧と度重なる自然災害<sup>26</sup>によって家畜を相当数失ったために、経営維持が困難になり、納税も不可能になった末に、故郷を捨て流浪する牧民が急増していた。

1906 年、ザサクト・ハンとサイン・ノヨン・ハンの両アイマクから首都クーロンに、355 世帯、1430 人以上の牧民が流入し、1913 年、ウリヤスタイにはさまざまな地方から、シャビの家族 560 世帯、約 2150 人がさまよい流れてきた<sup>27</sup>という。そうした流浪牧民の増加にともなって、クーロン、ホブド、ウリヤスタイに彼らを取り締まる流浪民局(хэрмэлийн жасаа)という役所が新設された<sup>28</sup>。

流浪牧民はロシアなど外国の資本家や商人の経営する皮革加工工場、羊毛工場、金鉱場などで季節労働者になる場合もあったが、そのような農村過剰人口を吸収するほどの民族ブルジョアジーが生まれていなかったため、その殆どは寺院や富裕牧民の下で雇われる身となった<sup>29</sup>。

寺町や都市などの定住地域に流れて行き、寺院の小間使い、小売、手工業などで細々と暮らしていた下層民は、雑多で瑣末な仕事(хар бор ажил)をする人という意味で、ハルチョード、ボルチョード(харчууд, борчууд)と呼ばれ<sup>30</sup>、もはや遊牧民ではなくなっていた。20 世紀初頭、ホブド、ウリヤスタイ、キャフタ、その他の地方の寺町に定住するようになった牧民は 10 万人を下らないといわれている<sup>31</sup>。

封建国家の法秩序は、牧民が所属のホショーから勝手に移動して行くことを厳しく禁じていた<sup>32</sup>。だから、アヨーシらの訴状にも記されていたように、ホショー当局は逃亡者を追跡し捕えたのだし、また、

逃亡牧民をめぐってザサック間で訴訟争いが起こることもあった<sup>33</sup>のである。

しかし、家畜を全く持たない、あるいはわずかしか持たない牧民を抱えていることは、ザサックにとって大変不利益であるどころか、アイマクや国家の税の上納にも支障をきたすばかりだったので、ザサックには出て行く牧民を押し留める必要性が感じられなくなっていた。他方、そうした大量の流浪牧民を、ボグド政府の下で家畜の大所有者としてますます勢力を伸ばしていた大寺院が取り込んでいたのである。

牧民の階層分化の進展と、労働者階級の前身ともいうべき流浪牧民の増加は、封建制が崩壊しつつあることのほかに、ホト・アイル共同体が解体の危機を迎えていることをも意味する。

一般に、封建時代の末期には、小経営農民の中から経営能力を伸ばし大経営者に成長していく層が生まれてくる反面、零落し都市へ流出して労働者に転化していく層が大量に出現し始める。そして、中間層、富裕層の農民が自由な経営活動を開始することによって、あらゆる共同体規制が解かれ始める。こうして個人原理が共同体原理を駆逐し共同体の小宇宙性をも打破して事実上、共同体は解体していくのである。

ところが、半植民地の半植民地という世界史的環境のなかでかえって封建的搾取が強化されたモンゴルでは、共同体内部の個人原理の力よりも、中国からの植民地政策強化、増大する税・賦役負担といった共同体外部からの圧力の方が、共同体解体に強く作用したとといえる。だから、民族ブルジョアジーの内発的な出現を待つことなく、大量の農

村プロレタリアート＝流浪牧民が生まれたのである。

共同体が外部から解体されようとしているとき、牧民はもはや共同体の小宇宙に安住することはできず、外に目を向け始める。その対象は、初めはホショーのザサックや役人、中国の商人・高利貸であり、やがてはボグド君主政府・国家体制も加わる。牧民が自己の小経営と生活を守らんがために外に目を向け立ち上がる時、その団結の基盤となるものは基本的には、生産・生活の場であるホト・アイル共同体であっただろう。

## 第四章 牧民運動におけるホト・アイル共同体間の連帯

### 1 サーハルト・アイル

ホト・アイル共同体が牧民運動団結の基盤だとはいえ、その一つの規模は平均4～5家族、せいぜい10家族で、牧民運動を組織するにはあまりにも脆弱である。そのため、ホト・アイル共同体間の協同が必要になる。

だが、近隣のホト・アイル共同体は何十キロも離れている。人口密度が極めて低く、点在して居住するモンゴルの遊牧の民は、どのような地域社会を形成していたのだろうか。また、それぞれのホト・アイル共同体はどのような形で互いに結びつくのだろうか。

ホト・アイル共同体内で自給自足が実現していたとはいえ、牧民の世界がそこだけに限られていたのではなかった。

たとえば、羊やヤギを搾乳する時期、2、3の近隣ホト・アイル共同体が、共同でその仕事にあたる

サーハルト・アイル共同体(саахалт айл)という補完的共同体がある。「ホト・アイルの人々の命は一つ、サーハルト・アイルの人々の気持ちは一つ(Айлын хүний амь нэг, саахалт айлын санаа нэг)」という諺からも明らかのように、サーハルト・アイル共同体の結びつきも比較的強い。

また、地域のいくつかのホト・アイル共同体が集まって、各共同体の利用する牧地の境界を決定する「寄合い(нутгийн цуглаан)」が、サイン・ノヨン・ハン・アイマクのダライ・ワン・ホショーで行われていたという<sup>34</sup>。

## 2 地域の小寺院

以上のように、各ホト・アイル共同体は生産・経営の必要から互いに結びつきを保っていたが、地方に点在する小寺院も、地域のいくつかのホト・アイル共同体を結びつけ、牧民の地域社会を形成するうえで大きな存在だった。

乾隆帝の勅令には1783年、外モンゴルに「40～80人のラマ僧がいる官許の寺院が各ホショーに一つ以上建立された」と記されているという<sup>35</sup>。清朝の一連のラマ教保護政策の結果、18世紀末から19世紀前半にかけて次々と寺院が建立され、寺院数は外モンゴル全体で17世紀に40～50だったのが、18世紀には120に増えている<sup>36</sup>。

税・賦役の負担が重くなるにつれ、そうしたものが免除されているラマ僧になる牧民が増加していった。清朝は対策として、ラマ僧の資格条件を厳しく規定し、一つのホショーにラマ僧40人(дочит лам)と定めたが、19世紀末20世紀初頭、ラマ僧の数は増加の一途をたどり、一つのホショー

に数百人、千人ものラマ僧が存在するようになった<sup>37</sup>。

こうした状況の中で、小寺院が地方でもあちこちに誕生し、牧民の身近なところでの精神的な拠り所として、また近隣のホト・アイル共同体の牧民間の交流の場、地域社会の中心として、かけがえのないものになっていたのである。19世紀中頃のトー・ワン・ホショーの牧民運動<sup>38</sup>は、このことを如実に伝えている。

1837年、ザサック、トー・ワンがホショー内の11カ所の移動天幕型小寺院、約千名の小寺ラマ僧全員を強制的に自己の膝下の中央寺院に移動させる命令を出すと、ラマ僧、牧民らはこぞって、これに反対した。

牧民にとって長年、拝み続けてきた仏像を奪い去られ、肉親や友人でもあるラマ僧を連れて行かれることは許し難いことであった。下層ラマ僧の殆どは貧しい家族とともに家畜を放牧するなどして生産活動に携わり、牧民と同様、地域社会に深く根を下ろして暮らしていたのである。

ホショー民に対する支配強化のためにホショー内の全小寺院の廃止・統合を図ったザサックに対し、自分たちの精神的拠り所、地域社会の中心である伝統的な小寺院を守るために、トゥデブラダイワン・ソムの牧民たちは、武装蜂起や訴訟という形で1842年の判決まで粘り強く闘った。

このように、小寺院は牧民にとってかけがえのないものであったが、封建王侯による小寺院に対する抑圧・破壊行為はその後、20世紀に入りますます激しくなった。

トゥデブラが1840年、セツェン・ハン・アイマクの

盟長にトー・ワン・ザサクを訴えてから77年後の1917年、同ホショーで再び大規模な牧民の訴訟運動が起きている。

その20からなる訴え項目の一つに、ホショー庁役人のナムジルドルジが、牧民や下級役人6人からそれぞれ羊1頭ずつ、さらにダツシフンドウイという貧しい小寺院から羊8頭を強制的に取り立て着服した<sup>39</sup>というものがある。

その一方で、ザサク、ドルジパラムは、ホショーにはラクダが全部で256頭、1家族平均0.1頭、1人につき0.04頭しかない状況であるにもかかわらず、ウータイフンペンという大寺院の参拝に私的に行く際、ホショー牧民から乗用馬20頭、荷駄用ラクダ45頭、乗用ラクダ6頭、天幕、食料を調達させたうえに、多数の牧民を従者、使用人として動員した<sup>40</sup>。また、ザサクの妹らをクーロンの寺院参拝に行かせるとき、荷駄用ラクダの最上のもので1頭を牧民チミッドから取り立てたことが、訴え項目の中に盛り込まれている<sup>41</sup>。

同じく1917年、セツェン・ハン・アイマクのナルマダフ・ベイス・ホショーの下級役人、ラマ僧ら17人が、第一等タイジのプンツァグナムジルを訴えている。訴え内容は、ソム内の全寺院を統治するザイサンの地位にあるジャミヤンというラマ僧と組んで、ソム内の牧民ばかりでなく小寺院に対しても、収奪、抑圧、内部干渉を加えていたということだった。

…タイジのプンツァグナムジルは、当地の寺より毎年、穀物運搬用ラクダ2頭を徴収するほかに、去年の冬は2000ルーブルも取り立てました。さらに、ザイサンのジャミヤンら数人とともに首都クーロンに

何度か行く際にも、当寺院よりラクダ1頭、馬2頭、当ソムの牧民より荷駄用・乗用ラクダ10頭、馬1頭、羊3頭、山羊1頭、ザイサンのジャミヤンの乗りかごを引くラクダ1頭、さらに当寺院より、クーロン滞在3か月分の薪、馬の飼料代、食料を徴収したために、寺の経営は疲弊しております。<sup>42</sup>

こうした訴えはこれ以前にもこの17人から出たが、そのとき、プンツァグナムジルは、訴えに参加したラマ僧を解任し、あるいは寺から追い出し、さらに現金を取り立てるなどの弾圧を加えている。これは「かなり以前から領内の寺院のことを治めて」おり、「ソム内の少年たちをラマ僧、俗人と振り分けることから、ラマ僧の位階を上げたり下げたりすることに至るまで、これまですべて単独で決定している<sup>43</sup>」というプンツァグナムジルの寺院に対する日常的な内部干渉・支配の延長線上でなされたことである。

第一等タイジのプンツァグナムジルは先祖の代より引き継いで、当ソム牧民から毎年、羊160頭、夏秋6か月間に乳牛25頭、天幕用フェルト14組、穀物代16銀両、秋冬6か月間使用する燃料用牛糞720カゴ等々を徴税したうえ、夏秋6か月間、燃料用牛糞収集と水運搬の労役に対し、運搬家畜、食料、日用品を自分持ちで1世帯1人動員し、さらに自分が私的に寺院参拝に行くとき、その必要物品をソム牧民に調達させていた<sup>44</sup>。このような封建的搾取を基礎にソム内で君臨していたプンツァグナムジルは、私的封建領主としての「自覚」を、ホショー権力、封建的国家体制をも否定するほどにまで高めていた。

プンツァグナムジルは、当ホショーのザサクが



圧政を布いて、彼の権力を奪ったり、ソム牧民を重税で苦しめたりしている下では、ホショー当局の命令に従うことはできないという報告書を上級機関に提出している<sup>45</sup>。この報告は、先の訴状に暴露されているように、ソム内のラマ僧からの追及をかわすための詭弁、偽りであろう。同時に、私的封建領主としての野望を示すものでもある。

プンツァグナムジルにしろ、トー・ワンにしろ、小寺院を抑圧・破壊しながらも、彼ら封建王侯自身、その信仰のし方がどうであれ、ラマ教信者であることは明らかだ。プンツァグナムジルは度々クーロンの大寺院へ参拝に行っていたようだし、トー・ワンは立派な中央寺院を建立した。ドルジパラムは彼自身、直接、小寺院を抑圧したという記録はないが、私的な大寺院参拝にホショーの公的財産を使っていた。

これら封建王侯の信仰のあり方は、小寺院の粗末な仏像に向かって日夜ささやかな幸福を祈る下層ラマ僧や牧民のそれとは大きな隔りがある。彼ら封建王侯は大寺院のきらびやかな仏像を拝み、その参拝を公式化することによって、ラマ教のイデオロギー的支配力に依拠しつつ、自己の威信を世間に披瀝して権威を一層高めようとするものだった。

ラマ教は、モンゴル封建社会において、上から下まですべての階層を捉えていた支配イデオロギーだったが、封建時代末期、19世紀に入ると、上層ラマ僧の腐敗が目立ち始め、下層ラマ僧の宗教改革運動が起きたり<sup>46</sup>、聖界封建階層主導の政府の下で劣勢になっていた俗界封建階層の彼らへの反発が激しくなるなど、ラマ教権威は揺らぎ始めていた。

こうした状況の中で、ラマ教権威を意ともせず、ハルハ法典などでも禁じられている僧侶に対する誹謗行為<sup>47</sup>を平気でやってのけるなど、信仰心の片鱗も見られないような封建王侯が現れる。

1917年、フブスグル湖ウリヤンハイのナイダンジャブ公ホショーのザンギ(ソムを統治する下級役人)のバットオチルが、ホショー民に私的な負債を押しつける行為などについて、牧民の証言に基づいて、ザサックを告発した。内務省に提出した訴訟文には、ナイダンジャブ公ザサックの宗教冒瀆、小寺院抑圧の実態が以下のように記されている。

…公様の宗教への背徳行為は以下の如くです。彼はいつも、当地の寺のラマ僧らを呼び出しては連れて行き、ののしりながら働かせます。また、彼らを理由なく俗人にしたり、動物を殺させたりして罪を重ねさせます。さらには、寺院の家畜や財産を勝手に持ち出しては使い、損害を与えるのです。たとえば、エビィ寺という小寺の家畜を全部取り上げ、法会を途絶えさせてしまいました。その実際の家畜頭数は寺を管理する者の帳面にあります。ツォグチン寺からは仔を生まないメス馬4頭、チョインホル寺からは去勢牛20頭、現金950ルーブルを取り立てて全く返さず損害を与えたということ、確かなことのように聞いています。実際に他の寺からもこのように取り立てていますが、返済したのか否か一々聞きませんでした<sup>48</sup>。

1919年、セツェン・ハン・アイマクのホルツ・ワン・ホショーのザサック、トゥデンは75人のホショー民から、26項目からなる訴訟状<sup>49</sup>をつきつけられた。

うち7項目目には、ラマ僧への誹謗や暴行、仏像・仏具の強奪、破壊といったザサクのラマ教への冒瀆行為が訴えられ、さらに2つの項目には彼のシャーマニズム信仰が批判されている。

以上、いくつかの例からも明らかなように、革命前夜の時代、ホト・アイル共同体と同様、小寺院も厳しい封建的搾取・抑圧の的にさらされ破壊されつつあったのである。

日本の一揆が「村落共同体を一般的な基盤としながら、しかし共同体の組織や規制力をこえた、有能で強靱な意志と行動力をもった指導部に統括されたものであった<sup>50</sup>」のと同様、モンゴルの牧民運動においても、アヨーシのような「有能で強靱な意志と行動力をもった」指導者、指導部が欠かせなかった。壊滅状態に近づきつつあった地域の小寺院には、牧民運動の指導部を求めるのは不可能だったと考えられる。

### 3 下級役人

地域社会を形成するものとして、小寺院の他に、国家組織の下部組織、行政単位のソム(сум)、バク(баг)、アルバン・ゲル(арван гэр)がある。これらは元来、ホト・アイル共同体とは全く関係なく、封建的徴税・搾取機関として上から作られたものだが、ホト・アイル共同体や牧民運動と切り離して考えることはできない。

牧民は、ホショー・ソム体制に組み込まれ、封建地代としての税を払うことによって、家畜と土地を分与され身分が保証されていた。こうして、彼らは「公民」として、封建的国家秩序を視野に入れざるを得なくなるが、封建王侯から不正徴税や抑圧で苦しめられた場合はなおさらである。

牧民が封建王侯を訴えるのは「公民」として、封建的国家秩序に依拠し、自らの正当性を確信したうえでのことであった。したがって、訴訟文には「当ホショー」「われわれのソム」「東のバク」といった言葉は出てきても、「われわれのホト・アイル」とか「われわれのサーハルト・アイル」という言葉はどこにも見当たらない。

しかし、牧民の生産・生活の基盤であるホト・アイル共同体が牧民の団結基盤だということに変わりはない。同じバク、ソム、ホショーという行政組織にあって、同じ封建的搾取の被害者だという共通項によって、ホト・アイル共同体の横のつながりが強まり、それが牧民運動を推し進めた、と解釈すべきだろう。

そのとき、指導的役割を果たすのがアルバン・ゲル、バク、ソムの下級役人であった。彼らが、牧民の意見をとりまとめ、国家法秩序に関する詳細な知識に基づいて訴訟文を作成したのである。

下級役人は誰よりもよく牧民の生活状況を客観的具体的に把握できる立場にあったと同時に、彼ら自身その殆どが牧民階層出身者だった<sup>51</sup>。牧民出身者であっても、彼らは管轄区で徴税したり労役を組織したり、国家政策を直接的に実行したりすることで、国家から身分を保証され、位階と俸禄を与えられていた。封建国家の官吏としての特権を有していたのである。

しかし、下級役人は、その地位を世襲することができない、私的隷属民を持たない、一般牧民より軽減されているとはいえ国家の税・賦役を課されている、特権・出世が大きく制限されているといった点で、封建王侯身分とは決定的に異なった身分で

あった<sup>52</sup>。下級役人には、牧民の代弁者、牧民運動の指導者として活躍する客観的条件が十分にあったと言える。

牧民運動は、ホト・アイル共同体を基盤としながらも、共同体の組織や規制力を越えて、行政組織に基づいた共同体間の連帯を生み出した。牧民運動の中で牧民は、下級役人ら「有能で強靱な意志と行動力をもった」指導者の影響を受けながら、ホト・アイル共同体からホショー、国家へ、労働、生活から政治的活動へ、慣習・宗教の観念から法律の観念、客観的社会的批判精神へと、自己の世界を広げ、主体的に成長していくのである。

- 1 (1968)"Бүгд Найрамдах Монгол Ард улсын Түүх II" Улаанбаатар,580-586-р тал
- 2 Э. Чимидцэрэн (1973) "БНМАУ-д эмэгтэйчүүдийг нийгмийн дарлалаас чөлөөлсөн түүхэн туршлага" УБ, 22-23-р тал Б. Ширэндэв (1963) "Монголия на рубеже XIX-XX веков" УБ, стр 131, 149 Б. Ширэндэв (1969) "Монгол Ардын Хувьсгалын түүх" УБ, 82-83-р тал
- 3 Ш.Нацагдорж, Ц.Насанбалжир эмхтгэн боловсруулсан (1968) "Ардын заргын бичиг (XVIII-XX зуун эхэн) " УБ [英語訳: Translation from the Mongol by S.Rasidondug in collaboration with Veronika Veit (1975) "Petitions of Grievances Submitted by the People (18<sup>th</sup>- beginning of 20<sup>th</sup> century)" Otto Harrassowitz, Wiesbaden]
- 4 Ц.Пүнцагноров (1955) "Монголын Автономтын үеийн түүх 1911-1919" УБ, 179-р тал
- 5 (1968) "БНМАУ-ын түүх II" УБ,585-р тал [Улсын архив 1-34-83 ]
- 6 "Ардын заргын бичиг" УБ, 195-196-р тал
- 7 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 124-р тал
- 8 "БНМАУ-ын түүхII" УБ,578-р тал [Улсын архив 1-41-101 ]
- 9 Ш.Нацагдорж (1956) "Ар Монголд гарсан ардын хөдөлгөөн " УБ, 5,6-р тал. (1968) "То ван түүний сургаал" УБ, 9-10-р тал
- 10 Ц.Насанбалжир (1978) "Монголын аж ахуйн хөтлөлтийн уламжлал, шинэтгэл (XIX зууны эцэс XX зууны эхэн) " УБ, 41-р тал
- 11 一時、日本は1915年、満州国建設のためにバーブージャブ盗賊団を引き入れようとしたが、汎モンゴル運動、中国軍閥の動向への対処で力が割かれて、実現しなかった[ 1969 "БНМАУ-ын түүх II" УБ,87-р тал]
- 12 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 128-р тал
- 13 "Ардын заргын бичиг" УБ, 130, 133-р тал
- 14 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 129-р тал
- 15 1912年、中華民国大總統、袁世凱は、ボグド政府あてに、モンゴルが五族協和の中国の一員になることを求めた電報を次々と送ると同時に、具体的に進めるためにドルジパラムを仲介役にして工作を始めた。ボグド皇帝との会談を要望した北京政府の書簡を携え、クーロンに赴いたドルジパラムは、国家反逆の罪で逮捕されたうえ、裁判の結果、ザサックの位を剥奪された[ Г.Навааннамжил (1956) "Өвгөн бичээчийн үгүүлэл " УБ, 191-193-р тал]
- 16 ボグド政治時代の当ホショーの人口統計は不明だが、1828年のものを見ると、全人口が9649人ぐらい、うち牧民階層は9048人だった(Ш.Нацагдорж "То ван түүний сургаал" УБ, 11-р тал [УТТА4887])
- 17 Ш.Нацагдорж "Монголын феодализмын үндсэн замнал" УБ, 279-р тал [УТТА, Хэнтий аймгийн яамнаас аймаг дундын ба олон хошуудаас олноогийн тэргүүн оноос 21 хүртэл жил бүр тогтмол ба цаг бусаар гаргуулж байсан албан татварыг тодорхойлсын данс]
- 18 アヨーシらの牧民運動については以下の文献を参照 (1959) "Феодалтай тэмцэж явсан Аюушийн түүх " УБ Цэрэндорж (1959) "Засагт хан аймгийн дархан гүний хошуунд гарсан ардын хөдөлгөөний толгойлогч ард Аюуш " УБ Ш.Нацагдорж "Монголын феодализмын үндсэн замнал" 332-360-р тал
- 19 ホト・アイル共同体に関しては次の諸文献を参考にした  
Л. Бат-Очир (1983) ' Хот айлын тухай зарим асуудал' "Түүхийн судлал" XVI-62, УБ, 71-р тал  
Д.Гонгор(1978)"Халх товчоон II " УБ, 297-306-р тал Д.Төмөртоого (1975) 'Нүүдэлч бүлгийн тухай' "Түүхийн судлал" X  
Д.Төмөртоого (1983) "Мал аж ахуйн хөдөлмөр " УБ, 92-109-р тал  
Н.Жагварал (1974) "Аратство и аратское хозяйство" УБ, стр.122-128  
С.Бадамхаган (1965) "Хөвсгөлнийн Дархад ястан " УБ, 165-170-р тал  
Ц.Насанбалжир (1978) "Монголын аж ахуйн хөтлөлтийн уламжлал, шинэтгэл " УБ, 8-9-р тал



- А. Симуков (1933) ' Хотоны ' "Современная Монголия " №3, УБ, стр.19-32  
А. Симуков (1936) ' Итоги работы географического отделения Научно Исследовательского Комитета МНР за 15 лет ' "Современная Монголия " №4, УБ, стр.81-83  
Н.Б.Болодон (1938) ' К вопросу о хотонох ' "Современная Монголия " №2, стр.76-89  
В.Маслеников (1951) "Монгольская Народная Республика на пути к социализму " Москва, стр.69-72  
И.Ф.Шульженко(1951) "Результаты исследований по животноводству Монголии " УБ, стр.30-31  
小貫雅男(1985)『遊牧社会の現代』青木書店、47～68 頁
- 20 Л. Бат-Очир, дурдсан зохиол, 65-р тал
- 21 Н.Жагварал, указ.соч, стр.127
- 22 Н.Пүрэвжав, Х.Чойжилжав, (1982)" Мал маллагааны уламжлалт зарим арга, малын бие бүтэц, үйл ажиллагаа " УБ, 67-р тал
- 23 "Ардын заргын бичиг" 127-129-р тал
- 24 Мөн тэнд, 153-р тал
- 25 Мөн тэнд, 154-р тал
- 26 自然災害はとくに下層牧民の経営に大打撃を与える。乗用・荷駄用家畜が不足している、あるいは欠如している彼らは移動がままならないので、干ばつや多雪で一度、家畜を激減させると、自力で乗り切ることができない [ Ц.Насанбалжир, дурдсан зохиол, 18-р тал]
- 27 (1984) "БНМАУ-ын нийгмийн бүтэц" УБ, 16-р тал [УТТА ф 7, т 37, ХНЗ]
- 28 Мөн тэнд, 16-р тал
- 29 Б.Түдэв (1963) "БНМАУ-ын ажилчин ангийн түүхээс (1921-1952) " УБ, 9-р тал
- 30 Мөн тэнд, 9-р тал
- 31 Ц.Насанбалжир, дурдсан зохиол, 22-р тал
- 32 島田正郎は『清末における近代的法典の編纂』(1980年、創文社)の外篇および、『清朝蒙古例の研究』(1982年、創文社)で、大島清の『庫倫出張報告書』(1920年7月30日)に見えるボグド・ゲゲン・ホトクトの欽定法典の訳稿をもとに、同法典が清朝の理藩院則例などを多分に踏襲していることを明らかにしている。封建階級による牧民掌握の手段、牧民のホショー内への緊縛を定めた理藩院則例第9巻・比丁および第47巻・捕亡は、ボグド法典の第11巻・人口家畜の調査、第59巻・逃亡・逮捕にそれぞれ引き継がれている
- 33 Ш.Нацагдорж (1956) "Ар Монголд гарсан ардын хөдөлгөөн " УБ, 8-р тал
- 34 Д.Гонгор, дурдсан зохиол, 297-р тал
- 35 С.Пүрэвжав (1978) "Монгол дахь шарын шашны хураангуй түүх" УБ, 89-р тал [ШУАТ Хүрээлэн Гар бичмэлийн сан 6-р бүлэг, 67-р хуудас]
- 36 Мөн тэнд, 88-89-р тал
- 37 Ш.Нацагдорж "Монголын феодализмын үндсэн замнал" 195-р тал
- 38 トー・ワン・ホショーの牧民運動については次の文献を参照  
Ш.Нацагдорж "То ван түүний сургаал" 21-32-р тал  
小貫雅男(1983)「モンゴルにおける民族と国家、その歴史的前提」『モンゴル研究』№6、大阪
- 39 "Ардын заргын бичиг" 135-р тал
- 40 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 127,128-р тал
- 41 "Ардын заргын бичиг" 132-р тал

- 42 Мөн тэнд, 149-р тал
- 43 Мөн тэнд, 148-р тал
- 44 Мөн тэнд, 147-р тал
- 45 Мөн тэнд, 148-р тал
- 46 С.Пүрэвжав , дурдсан зохиол, 268-276-р тал
- 47 ハルハ法典の1746年の僧俗の相互関係法24条、1709年の法16条、17条、24条〔田山茂1967年『蒙古法典の研究』日本学術振興会、267、273、274、275頁〕
- 48 "Ардын заргын бичиг" 144-146-р тал
- 49 Мөн тэнд, 195-198-р тал
- 50 安丸良夫(1977年)『日本ナショナリズムの前夜』朝日選書、174頁
- 51 「ホシヨーの協吏はタイジの者になるが、他の役人は、教養があれば、必ずしも身元が問題にされるわけではないので、牧民出身者が少なくなかった。1871年、トウシエート・ハン・アイマクの20のホシヨーでは、協吏以外の下級役人112人のうち90人が牧民出身者であった」〔(1968)"Бүгд Найрамдах Монгол Ард улсын Түүх II" УБ, 189-р тал〕
- 52 Г. Лхамсүрэн (1977) "Ардын хувьсгалын үе дэх Монгол Ардын Хувьсгалт Намын стратегийн, тактикийн зарим асуудал" УБ, 15-р тал